

## 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 コスモス
主たる事業所の所在地	〒336-0903 埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20
代表者(職名・氏名)	代表取締役 秋葉 勇夫
設立年月日	平成24年 2月
電話番号	048-873-2711

### 2. 事業所の概要

事業所名	コスモス訪問看護リハビリステーション浦和	
主たる事業所の所在地	〒336-0903 埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20 鈴やビル2F	
電話番号	048-799-2552	
指定年月日・事業所番号	平成30年 10月 1日 指定	1166590954
事業所名(サテライト)	コスモス訪問看護リハビリステーション大宮	
所在地	〒331-0822 埼玉県さいたま市北区奈良町39-6	
電話番号	0120-326-752	
指定年月日・事業所番号	平成31年 3月 1日 指定	1166590954
管理者名	石野 通子	
サービス提供地域	さいたま市全域・川口市・越谷市 蓮田市・伊奈町・川越市・上尾市・桶川市・北本市	

### 3. 事業所の職員体制

職種		
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名(常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	5名(常勤) 6名(非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、 利用者の状態に合わせ、必要に応じた リハビリテーションサービスを提供します。	4名(常勤) 3名(非常勤)
作業療法士		3名(常勤) 0名(非常勤)
言語聴覚士		0名(常勤) 0名(非常勤)
事務職員		1名(常勤) 1名(非常勤)

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。	9時～18時まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

### 5. 提供するサービスの内容と禁止行為

(1)提供するサービスの内容

- 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)

※訪問看護事業所における理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーション

を行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。  
※通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である方が対象になります。

- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護
- ⑨サービス提供の記録

## (2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービス提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医師の指示に基づかない医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受(お茶などの接待も含む)
- ③利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ④利用者もしくは家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤利用者もしくは家族等へのハラスメント行為
- ⑥年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱い

## (3) サービス利用者の禁止行為

利用者またはご家族による看護師等に対する以下の行為を禁止しています。

- ①当事業所のスタッフに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ②当事業所のスタッフへのハラスメント行為

## 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

## 7. 利用者負担金

- (1)利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2)この金額は、介護保険・健康保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3)介護保険・健康保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4)利用者負担金は毎月27日にご指定のゆうちょ銀行口座から引き落としとなります。引落しのほかはご相談ください。

## 8. 事業所におけるサービス提供方針

- (1)指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2)指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との

密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

- (3)指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的に提供させていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

## 9. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10. 事故発生時の対応

- (1)利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を

速やかに行います。

## 11. サービス提供についての留意点

- (1)サービスの提供に先立って、健康保険証、介護保険被保険者証等に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- (2)主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが作成する「ケアプラン」に基づき、利用者及びご家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成します。月初毎或いは計画変更時に内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3)サービス提供は「訪問看護計画書」に基づいて行いますが、利用者等の心身の状態や意向の変化等、必要に応じて変更することができます。
- (4)サービス提供時には、「サービス提供の記録」を作成する時間が含まれます。
- (5)処置に必要な衛生材料等は、訪問看護ステーションから提供することができません。また、使い捨て手袋や、紙おむつ、ごみ袋等が必要な場合はご用意いただくようお願いいたします。
- (6)感染予防の観点から、洗面所等をお借りして訪問前後に手を洗わせていただきます。また、マスクの他にフェイスシールド、ビニールエプロン等を装備させていただくことがあります。
- (7)訪問時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがあります。10分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるようにいたします。
- (8)基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をお願いすることがあります。
- (9)同行訪問に関して、研修や実務評価及び利用者の情報共有を理由に、複数名での訪問をお願いすることがあります。予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金はいただきません。
- (10)担当者の変更に関して、スタッフの移動や他の利用者のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。
- (11)利用者が入院等やむを得ない状況でサービスを中止した場合、1か月以上経過し、再開の目途が立たない場合は従来の訪問スケジュールが変更になる場合があります。

## 12. サービス提供の記録等

- (1)サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2)事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3)事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 13. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション： コスモス訪問看護リハビリステーション浦和 連絡先：048-799-2552

(サテライト)： コスモス訪問看護リハビリステーション大宮 連絡先：0120-326-752

利用者の都合でサービスを中止にする場合は、サービス利用の当日営業時間前までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師等がお宅に伺った場合は、キャンセル料を申し受ける事となりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料：2,000円

## 14. 虐待の防止

事業者及び看護師等は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待と思われる事象を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 15. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者(サービス事業者等)に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 16. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	048-799-2552	FAX番号	048-799-3118
担当者	管理者 石野 通子	受付時間	平日9:00~18:00
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

### 苦情受付機関

埼玉県	電話番号:048-824-2568	営業時間:平日8:30~12:00 13:00~17:00
国民健康保険団体連合会		
さいたま市長寿応援部介護保険課	電話番号:048-829-1265	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市緑区高齢介護課	電話番号:048-712-1178	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市浦和区高齢介護課	電話番号:048-829-6153	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市中央区高齢介護課	電話番号:048-840-6068	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市大宮区高齢介護課	電話番号:048-646-3068	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市南区高齢介護課	電話番号:048-844-7178	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市見沼区高齢介護課	電話番号:048-681-6068	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市西区高齢介護課	電話番号:048-620-2668	営業時間:平日8:30~17:15
さいたま市北区高齢介護課	電話番号:048-669-6068	営業時間:平日8:30~17:15
上尾市高齢介護課	電話番号:048-775-6473	営業時間:平日8:30~17:15
桶川市高齢介護課	電話番号:048-786-3211(代)	営業時間:平日8:30~17:15
川口市高齢介護課	電話番号:048-259-7293	営業時間:平日8:30~17:15
越谷市高齢介護課	電話番号:048-963-9168	営業時間:平日8:30~17:15